

学校感染症の取扱いについてのお願い

以下の学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法により出席停止と定められています。

登校の際は、下記の登校許可書（医師の証明）を担任まで提出してください。

なお、医療機関の定める文書料が必要となりますので、ご確認ください。

学校感染症

第一種 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における一類、二類感染症
例：痘そう、ペスト、鳥インフルエンザ（H5N1）等
治癒するまで。

第二種 下表のとおり（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）
ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については、「登校届」をご提出ください。

病 名	出 席 停 止 期 間
百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹	解熱した後三日を経過するまで。
風しん	発疹が消失するまで。
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後二日を経過するまで。

第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症は
病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。

※ 登校については医師の指示に従ってください。

＜ 切り取り線 ＞

登 校 許 可 書

＜ 年 組＞氏名（ ）

上記の者は、学校感染症（ ）が治癒しましたので、
月 日より登校を許可します。

年 月 日

医療機関名
医師名